明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**財務**五八）　一
○高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令第一条第五号に規定する事業等を定める省令（**厚生労働・国土交通**二）　二
○高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**五〇）　三
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（**防衛**一三）　三
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十年度平成二十一年五月分）、（平成二十一年度平成二十一年五月分）（財務省）　元
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　云
特殊法人等
全国社会保険労務士会連合会平成二十年度決算関係　云

省令

○財務省令第五十八号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十四条第二項第一号、第四十七条第三項第一号及び第六十八条の三十四第三項第一号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月十八日

財務大臣　与謝野　馨

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

第六条の見出しを「（優良賃貸住宅の割増償却）」に改め、同条第二項第一号中「（平成十三年法律第二十六号）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十四条第二項第一号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる事業の用に供される高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第三十四条に規定する認定支援施設とする。

一　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）第一条第一号又は第二号に掲げる事業

二　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令第一条第五号に規定する事業等を定める省令（平成二十一年厚生労働省・国土交通省令第二号）第一条第一号、第三号、第四号又は第七号に掲げる事業（同条第三号又は第七号に掲げる事業にあつては、同条第六号に掲げる事業と一体的に行われるものに限る。）

第二十条の二十の見出しを「（優良賃貸住宅の割増償却）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十七条第三項第一号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる事業の用に供される高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十四条に規定する認定支援施設とする。

一　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令第一条第一号又は第二号に掲げる事業

二　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令第一条第五号に規定する事業等を定める省令第一条第一号、第三号、第四号又は第七号に掲げる事業（同条第三号又は第七号に掲げる事業にあつては、同条第六号に掲げる事業と一体的に行われるものに限る。）

第二十二条の四十一の見出しを「（優良賃貸住宅の割増償却）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十八条の三十四第三項第一号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる事業の用に供される高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十四条に規定する認定支援施設とする。

一　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令第一条第一号又は第二号に掲げる事業

二　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令第一条第五号に規定する事業等を定める省令第一条第一号、第三号、第四号又は第七号に掲げる事業（同条第三号又は第七号に掲げる事業にあつては、同条第六号に掲げる事業と一体的に行われるものに限る。）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十八号）の施行の日（平成二十一年八月十九日）から施行する。

地方公共団体

解散命令、教育職員免許状失効関係　云

会社その他

会社決算公告

云　七